

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事概要

盛岡地方裁判所

日 時 令和元年5月21日（火）午後2時から午後4時まで

場 所 盛岡地方裁判所大会議室

参加者 主催者 本 間 健 裕（盛岡地方裁判所長）

司会者 加 藤 亮（盛岡地方裁判所刑事部総括判事）

裁判官 片 岡 理 知（盛岡地方裁判所刑事部判事）

検察官 石 川 雄一郎（盛岡地方検察庁三席検事）

弁護士 細 川 亮（岩手弁護士会弁護士）

裁判員経験者1番 70代男性

裁判員経験者2番 60代男性

裁判員経験者3番 50代女性

裁判員経験者4番 40代男性

裁判員経験者5番 60代女性

裁判員経験者6番 30代女性

### 【議事概要】

#### 1 趣旨説明，自己紹介等

（司会者）

本日の司会を務めさせていただきます，盛岡地方裁判所刑事部長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員制度10周年ということで，盛岡地方裁判所では約40件の裁判員裁判が行われました。また，来週月曜日から次の裁判員裁判が始まるということになっています。

本日の意見交換会を開催する趣旨は，大きく二つございます。まず一つ目は，裁判員を経験された方々から率直な御意見，御感想を伺って，今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただきたいということです。二つ目は，これから裁判員

裁判に参加される県民の皆さまに、直接経験された方々の生の声をお伝えすることによって安心して参加してもらえそうなメッセージになるのではないかと思います。

このような趣旨のもとで、経験者の方6名の他、検察庁、弁護士会からそれぞれ1名ずつお招きし、裁判官も1名出席しております。裁判員経験者の皆様には率直な御意見、御感想を述べていただきたいと思います。また、検察官、弁護士、裁判官も出席しておりますので、皆さんからお尋ねになりたいことあればどうぞ遠慮なく質問していただきたいと考えております。

本日の具体的な進行は、参加されている検察官、弁護士の方々から簡単に自己紹介していただいた後に、裁判員経験者の方々から審理についての感想や御意見、評議・判決についての感想、御意見、裁判員を務めるうえでの負担感、これから裁判員になられる方々へのメッセージという順番でお伺いしていきたいと思っております。

また、最後に報道機関の皆様から御質問等いただければと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

まず、出席されました法律家の方々の御紹介に移りたいと思います。検察官から自己紹介をお願いしてよろしいでしょうか。

(検察官)

盛岡地方検察庁三席検事の石川でございます。私は検事になって12年目でございます。昨年の4月から三席検事として盛岡に赴任してまいりました。

昨年度は裁判員を1件担当しまして、先ほど部総括から話もありました来週の裁判員裁判も担当させていただきます。

このような場は、検察官としても非常に貴重な機会と考えております。今後のよりよい的確な公判活動を目指すためにも今日のお話というのを貴重な御意見として賜って消化していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(弁護士)

弁護士の細川と申します。今年度の岩手弁護士会の副会長及び刑事弁護委員会の委員長という立場で出席しております。

私個人としては、しばらく裁判員裁判の経験はありませんが、過去に何件か経験しております。裁判員裁判の中で我々弁護士及び検察官が裁判員の方と直接対話するという場面はないことから、今日の機会は私自身にとってもすごく貴重なものだと思っております。

経験者の皆さん、こういう場なので緊張することもあるかと思いますが、是非、御意見お聞かせください。よろしく申し上げます。

(裁判官)

刑事部で裁判官をしております片岡と申します。私も裁判官になって18年目になりますが、裁判員制度が施行された頃は、裁判所一丸となって、こういうことに気をつけて裁判員制度を運営していかなければならないのではないかということについて、裁判官相互に忌憚のない、遠慮のない意見を戦わせて議論していたということを、つい先日のことのように思い出しました。そこから10年もたつて色々と変わるべきところは変わってきたし、そうでないところはそうでないのかなというふうに思っているところです。

私はこちらに来て2年目になりますが、裁判員裁判自体は昨年9月に1件担当させていただき、5番の方、6番の方と御一緒の事件を担当させていただきました。今回の参加者の方もそうだと思いますし、皆さんすごく一生懸命に議論に参加され、一生懸命に結論を導かれようと言われていたということは間違いないと思います。

ただ、私の問題、関心としては、それがややもすると裁判員の方に御負担をかけているところがあるのではないかということです。もし、そういったことがあれば、負担感を軽減するためにどういったことが私たち法曹三者にできるのかということに問題意識を持っております。そういった観点から本日はお話を拝聴させていただこうと思います。どうかよろしく願いいたします。

(司会者)

先ほどこういった点についてお話をお伺いしたいということを説明しましたが、その前に裁判員裁判に参加した全体的な感想、印象のようなこととお話しただければなというふうに考えております。

こちらのほうから参加された裁判員について概要的に説明します。そのあとに1番の方から概括的で結構ですのでお話しいただきたいと思います。

(司会者より1番, 2番の方の事案説明)

(裁判員経験者1)

あまり自分の意見を持ってここに来たのではなく、裁判員制度でみなさんがどんな体験をなさったのかを聞きたいということで参加することにしました。今、説明があったように我々が担当した事件は、割と争いのない裁判だったのでないかという感じがしています。裁判員制度がこの先、どんな問題を抱えているかというのが私の一番の関心事です。

(裁判員経験者2)

まず、選ばれたこと自体が不思議でした。最初に法廷に入った時に、そんなに緊張する方ではないと思っていた自分が、あんなに緊張したのは初めてでしたし、初日は、検察官、弁護士さんのお話も全然耳に入らなかったっていうのが、今の印象でございます。

(司会者より3番, 4番の方の事案説明)

(裁判員経験者3)

裁判員になれば全く知ることはなかったであろう他人の人生を知ることになって、非常に重い体験をしたと感じております。

意外と求刑って短いと感じたのが正直なところなんです。そこから、皆さんと議論に議論を重ねて刑を決定したのですが、判決が確定するまで裏では非常に長い議論が尽くされて決定していくというところを経験して、私としては裁判員に選任されて非常にいい経験をさせていただいたと感じております。

(裁判員経験者 4)

私も、いい経験をさせていただいたと感じております。裁判員に呼ばれるまでは、裁判は別世界と思っておりましたが、こういった経験をして、テレビ等で事件を見ると、どうなるのだろうと毎日感じているところでございます。

(司会者より 5 番, 6 番の方の事案説明)

(裁判員経験者 5)

私も裁判員になるまでテレビで見えていて、なぜこんなに刑が軽いのだろうと感じたことがありました。

今回いろいろと経験して、裁判長から「罪を憎んで人を憎まず」という言葉をいただいた時、「こういう時はこれくらいの刑ですよ」と色々なものを見せられた時に、意外と本当に軽いのだと思いました。でも私たちは、被害者が女性だったので、女性の立場として許す、許さないではなく、女性だったらこういうふうに感じるのだということで、執行猶予なしの実刑になりました。そのような判断の場にいられた、経験できたというのは、自分の人生にとっても、すごくプラスになったと思いました。

(裁判員経験者 6)

正直、私はこの裁判員の抽選の日に、選ばれないだろうなと思っていましたし、できればやりたくないと思っていました。日程を知らされて、来週から来てくださいと言われたときに、全く知らない裁判員の方、ふだん関わりを持つことのない裁判官 3 名の方と、どのような意見交換になるのか、不安のほうが正直大きかったのですが、裁判長を含めた裁判官の方が、最初からすごくいい雰囲気作りをしてくださって、裁判員の方とも初日からすごく話しやすい雰囲気で話せたことが一番印象的でした。

不安だった気持ちが初日になくなったこともあって、日程が 4 日間あったのですが、2 日目からは不安もなくなり、逆に楽しいという気持ちで参加できました。皆さんといろいろ評議を重ねて意見交換をし、最終的には納得のいく判決を

出せたと思っているので、参加してよかった、いい経験ができてよかったと感じました。そのような思いを伝えたくて今日この場に参加させていただきました。今回は他の事件を担当した方の意見も聞いて、いい経験になればと思っています。

## 2 審理についての感想，意見

(司会者)

これから裁判員裁判の審理について、手続の流れに沿って御感想や御意見を伺いたいと思います。審理は、冒頭陳述、証拠調べ、論告、弁論という形で流れていったのですが、まず、冒頭陳述からお話をお伺いしたいと思います。検察官、弁護人双方の冒頭陳述はいかがでしたでしょうか。

(裁判員経験者3)

内容については、非常に理解しやすかったと思います。ただ、これは私個人の感想となりますが、処置を担当した医師から証言をいただいた際に、弁護人が、殺意を頭から否定するような物言いで医師にいろいろと質問をされていたのが、少し気になりました。

(司会者)

冒頭陳述要旨のようなものがお手元に配られたと思いますが、証人尋問の際に活用されましたか。

(裁判員経験者3)

目を通して理解はしました。証拠調べの道しるべのような形で使うことはできませんでした。

(司会者)

4番さんはいかがですか。

(裁判員経験者4)

まず、冒頭陳述の要旨を我々が分かるような難しくない形で書いていただいたので、なんとなくイメージが湧きました。一方で、検察側と弁護側の書き方に差

がありまして、対比できるような形で見ることができると、何を確認したらいいのかが分かりやすかったのかもしれないと思いました。検察側、弁護側と、それぞれ別な用紙で提出されていましたが、もしかして、一つのペーパーで対比してやっていると、右に行ったり左に行ったりということがないのかもしれません。

全体としては、本当に素人でも分かりやすい言葉がたくさんあったというのがすごく印象的でした。

(司会者)

今、検察官、弁護人の冒頭陳述の差というお話がありました。5番さん、6番さんが担当された事件では、弁護人の冒頭陳述が裁判官や裁判員に問題意識を投げ掛けるような短いもののように感じたけれども、弁護人がどのような点を立証のポイントにしているかというのは伝わりましたでしょうか。何分くらい実際掛かりましたか。

(裁判官)

弁護人冒頭陳述が1分30秒、検察官冒頭陳述が9分でした。

(司会者)

どうですか。1分30秒で十分だったかどうか。もっと聞きたいということはないですか。

(裁判員経験者5)

お酒に酔った被告人が女性を襲ったという事実に対しての審理で、それほど複雑な内容ではなかったので、理解はすぐにできました。

(裁判員経験者2)

頭が真っ白でしたけど、紙でいただいておりますし、事前に裁判長から大体内容の説明も受けておりました。事実には争いもなく認めており、そんなに難しい冒頭陳述ではなかったような気がします。紙でいただいた資料については分かりやすかったと感じております。

(司会者)

今、裁判長の説明というお話がありました。その説明というのはどの段階で受けた説明でしょうか。

(裁判員経験者2)

裁判員に選ばれたときにも説明していただきましたし、公判当日もある程度の説明は聞いたと思います。

(裁判員経験者1)

事件が割と理解しやすい話だったのですが、後で伺うと、その事件にはいろいろなバックグラウンドがあって、バックグラウンドって大事だなという記憶があります。

(司会者)

今述べられたバックグラウンドというのは、証拠調べをしていく中で浮かび上がってきたということによろしいですか。

(裁判員経験者1)

そうですね。それが大事なことだったと思います。

(司会者)

次に、証拠調べですが、証拠調べは証拠書類の他に、証人尋問や被告人質問があったと思います。5番さん、6番さんが参加された事件では、被害者の方が証人尋問という形ではお話しされませんでしたよね。被害状況などにつきましては供述調書の朗読という形になったと思いますが、供述調書の朗読を聞いて、事件の内容を御理解いただけましたでしょうか。何か所か場面が出てきますが、どこで何が起きたのかというのは理解できたでしょうか。

(裁判員経験者5)

検察官の方で、被告人がこういうことをしましたとか、被害者がこういうふうな襲われましたというようなスライドを流してくれたので分かりやすかったです。

(裁判員経験者6)

被害者本人の証言はなかったのですが、犯罪の起こった時間帯に現場写真を撮ってあって、その写真をうまくまとめたような感じだったので、分かりやすかったです。被害者本人が来たくないという気持ちも分かりましたし、本人が来なくてもこちらに分かりやすく伝わるような資料にはなっていたかなと思います。

(司会者)

1番さん、2番さんの事件では、責任能力の関係で、精神鑑定書の内容を取りまとめたような捜査報告書が取り調べられていたようです。そこに精神医学の専門用語が多用されていたようですが、そのような証拠で理解いただけましたでしょうか。

(裁判員経験者2)

医者の診断書というものが証拠としてあれば、疑うわけにもいきませんし、診断書というよりも、どうしてそういう状態になったか、どうしてそういう精神的な病気になったか、という経緯を説明していただいたような気がします。それで大体、皆さん理解したような感じでした。

(司会者)

3番さん、4番さんが担当された事件では、殺意の有無などが争点になったということもございまして、血痕が付着した果物ナイフの写真なども取り調べられていました。被害者が亡くなられたような事件では、証拠として被害者の遺体写真等が提出されたり、血液が付着したままの凶器そのものが証拠として出てくることもあります。裁判員がこれらの写真や証拠などを見ることによって生じる精神的な負担感をできるだけ少なくするため、取り調べる証拠を検察官に厳選してもらったり、写真を証拠にしてももらったり、大きさや枚数を調整するなどして、最大限配慮するよう工夫されていますが、実際にそのような証拠を御覧になっていかがでしたか。

(裁判員経験者3)

調書や実際の凶器などを見て、このような状態で刺されたんだろうなというこ

とを想像していくと、非常に痛いという気持ちになってしまい、ストレスを感じないといったらうそになりますけれども、幸いにも、私と4番の方が担当した事件の被害者は死に至らなかったのです。そこはちょっと救われたなという気がします。もし被害者が亡くなっているような事件を担当していたら、またちょっと感じるストレスの度合いが違うのかな、と感じました。

(司会者)

イラストとかCT検査の画像などを証拠として取り調べたのですが、何か配慮してほしいことなどはございませんでしょうか。

(裁判員経験者4)

配慮してほしい点というのは、個人的にはなかったのですが、CT写真が出て、医師がいろいろと説明してくれたのですが、さっぱり分からなくて、ただ、ここまでいくと危ないですよ、というお話はされたので、そういう状況だったんだな、と感じたことは記憶しています。使った凶器を実際に見たときにはショッキングでした。ちょうど同時期に東京のほうで七、八人がアパートで殺害されたという事件があったんですけれども、その事件の担当じゃなくてよかったと思いました。もしそういう事件に裁判員として参加していたら、かなりのストレスなんだろうなと感じた記憶があります。

(3) 証人尋問や被告人質問について

(司会者)

3番、4番の方にお伺いしたいのですが、証人尋問が実施されて、医師の話が分かりにくかったという話もあるのですが、医師と被害者本人が証人として調べられましたけれども、分かりにくかったというのはありましたか。

(裁判員経験者3番)

私としては、医師からの証言をもう少し掘り下げてほしかったなと思いました。医師がものすごく忙しくて時間を割けないというような感じで、少し短かったなという印象があります。

(司会者)

3番の方は、被害者の証人尋問の際に、実際に質問されていますが、いかがでしたか。自分の問題意識を質問することができましたでしょうか。

(裁判員経験者3番)

そうですね、その事件の背景といいますか、加害者と被害者の二人が歩んできた人生を要所要所で考えるにつれ、その二人がここできっぱり別れることができたならば、この事件は起きなかつただろうなというポイントがあったので、そこを被害者の方には確かめたいと思って質問をしました。その質問に対しては、典型的なDVの被害者の答えだという印象です。

(司会者)

1番の方も証人尋問の際に質問をされていまして、2番と6番の方は被告人質問の際に質問をされていますけれども、直接質問をされてみて、いかがでしたでしょうか。

(裁判員経験者6番)

皆さんと審理する中で、被告人にこういうことを聞いてみたいなのということもあって、私が代表して質問するようなことがありました。被告人に質問をするのは緊張したのですが、簡単な質問でしたので、被告人がきちんと答えてくれました。

#### (4) 論告・弁論について

(司会者)

論告弁論になりますけれども、事件の最終的な見立てを検察官と弁護人がそれぞれ述べあったと思いますが、いかがでしたでしょうか。もっとうしたらよいというようなことはありましたでしょうか。あるいは、論告要旨、弁論要旨というものが配られたと思いますが、評議の中で対比して使ってみるとか、御活用されましたでしょうか。

(裁判員経験者一同)

はい。

(司会者)

ここまでで、検察官と弁護士の方から、何か御質問はございますか。

(検察官)

先程から、証人尋問の話が出ていて、5番と6番の方が担当した事件では証人尋問がなかったということで、おそらく調書の朗読だったと思われませんが、一般的には、証人尋問のほうが刑事裁判の理念の直接主義に適っていると言われていたのですが、例えば、3番と4番の方が担当した事件の医師の証人尋問で、どこが分かりにくかったのかというのが非常に関心のあるところなのですが、検察官としては分かりにくかったと言われれば失敗なので、分かりにくい要因は何だったのかを教えていただければと思います。

(裁判員経験者4番)

まず、レントゲンとかCTとか見る機会がないものですから、ここまで刺さると致命傷ですと言われるとそうなのかと、逆に言うと、それで確認するというか納得する、ただ、医師も専門用語が少し多かったりしたのかなという印象です。

(検察官)

そうすると、レントゲンであったりCTの写真を御覧になったのかと思いますが、証人尋問の中でそれに対する説明というか、例えば、この写真はここの部位を切っているものですといった説明はなかったのでしょうか。それとも、あったけれども、少し分かりにくかったということだったのでしょうか。

(裁判員経験者4番)

説明はあったように記憶していますが、図解などの絵で総合的に見て医師の意見がここに入っているというような形で、全体像で見ていくとイメージはつかめるのですが、医師の話が難しかったような感じはありました。

(検察官)

5番と6番の方は、被害者本人から事件の状況を聞かなかったということですか。

が、逆に聞いてみたいと思いましたか。

(裁判員経験者 5 番)

聞きたいとは思ったのですが、被害を受けられて外にも出れない状態で、病院にも通院して、その病院にも一人で行けずに両親に付き添われて行ったりという状態でいたので、これでお話を聞きたいと言ったら、もっと追い詰められてしまうのではないかと思いました。

(司会者)

医師の証人尋問ですけれども、弁護人は殺意がないことを前提に質問されていたと聞いていますが、そういったことも分かりにくかったということにつながっているのでしょうか。

(裁判員経験者 5 番)

分かりにくいというよりも、弁護人は、被告人を弁護する立場ですから、仕方のないことかもしれませんが、医師の証言の揚げ足を所々取るような印象を受けました。

(検察官)

医師の話が出ましたので、1 番と 2 番の方にもお聞きします。責任能力に関する立証がどのようにされていたのかを記録で見たところでは、証人は来てなかったようですが、実際に目の当たりにされて、例えば鑑定を担当された医師に証人に来ていただいて、その医師にかみ砕いた言葉で説明を受ければ理解が深まったということはありませんか。

(裁判員経験者 2 番)

診断書があり、こういう経緯でこういう病気になったという説明を受けていたので、そのまま疑うことなく聞いていた印象です。

(裁判員経験者 1 番)

私が担当した事件は、被告人がどうして病気になったのか、どうしたら病気が治るのかということを思いました。みんなが被告人には早く病気が良くなってほ

しいという思いでした。

(弁護人)

1点お聞きしたいのが、裁判の終盤に論告弁論といって、検察官が、この事件はこれこれで悪質だし求刑はこのくらいだと主張し、弁護人も、この事件ではこれらの事情があるからこれくらいの刑が適切だと主張しますが、皆さんの事件でも論告弁論で刑の意見が述べられたと思いますが、それぞれの主張することについては納得感はあったでしょうか。

(裁判員経験者1番)

他の例からすれば、このくらいの刑になると説明を受けたように思いますし、弁護人のほうも同じような説明の仕方だったように私は思いました。

(裁判員経験者2番)

私が担当した事件は、弁護人は執行猶予ということで説明していましたし、そのことは素直に頭に入ってきました。また、検察官の求刑も当然のこのように思いました。執行猶予を何年にするかということのを皆で議論したように記憶しています。

(司会者)

3番、4番、5番及び6番の方の事件では、弁護人は、執行猶予が相当ですというような説明でしたでしょうか。執行猶予は何年が相当といった具体的な数字が出ていましたか。

(裁判員経験者5番)

出ていなかったように思います。

(裁判員経験者4番)

検察側の求刑が12年、弁護側がそもそも傷害罪の主張だったように記憶しています。ですので、物差しが違っていました。双方が主張されたいことは、それぞれの物差しでの説明でしたので、個人的には頭に入ってきました。ただ、どうして12年になったのか、12年が長いのか、妥当なのか、短いのかはよく分か

らなかったのですが、まずは、いったん出された物差しで、そこから考えるのかなと思ったり、逆に言ってもらわないと分からないし、それがその後の評議につながっていくのかなとも思ったりしました。ですので、理解はしたのかなと思っています。

### 3 評議、判決についての感想、意見について

(司会者)

評議のほうに移らせていただきます。皆さんがそれぞれ証拠調べとか審理を見ていただいた中で、いろいろな考え方をお持ちになったと思われませんが、評議の中で自分の考えていることをきちんと発言することができたでしょうか。あるいは、他の方の意見を聞いているうちに考え方を変えたりするようなことがあったでしょうか。例えば、1番と2番の方の事件ですと、心神耗弱となればなぜ刑を軽くすることができるのかといった理由から納得することができたかとか、3番、4番、5番及び6番の方の事件ですと、量刑が争点になっていると、刑を決める筋道を裁判官から説明がなされると思いますが、それが腑に落ちて議論ができたかどうかという観点からいかがですか。

(裁判員経験者3番)

評議の中で、裁判長を中心に、一人の方が長々と話すのではなく、こういう考えもあるよね、こういう考えもあるよねと言った感じで、皆さんに均等に振って全員の意見を聞いて、結論に導いていくというように進めていました。また、裁判長が、過去の判例を基に決めていくというか、この事件に特化して年数を決めていくわけではないのですよという説明がなされて、議論を重ねて、全員で考えに考え抜いて意見を出し合い、結論を導いたというように思っています。

(司会者)

今、過去の判例という話がありました。それは量刑グラフのことだと思いますが、その量刑グラフは裁判員裁判が始まってからのものだという説明はありましたか。

(裁判員経験者 3 番)

ありました。

(司会者)

評議では自分の言いたいことは言えましたでしょうか。さらに進んで皆さんの意見が判決に生かされたのかどうかといった点も含めてでも結構です。

(裁判員経験者 6 番)

きちんと全員の意見を一人ずつ、裁判長に聞いていただいて、全員で意見を出し合って、最終的に全員が納得して結論に至ったということで、自分だけで決めたのではないというのがありますし、きちんと話し合いを重ねてその結論に至ったという印象があります。

(司会者)

判決を宣告する前に、最終的に読み合わせをするのですが、その中で、この辺の表現が違うのではないとか評議でそのような言葉遣いをしなかったのではないとか、御意見を伺って修正したようなことはありましたか。

(裁判員経験者 4 番)

実際に、言葉尻を直したりといった修正はありました。判決には、評議の中で出てきた裁判員の言葉がいろいろなところに散りばめられていて、全員で決めたことなんだなと実感しました。

(裁判員経験者 5 番)

私が担当した事件は、被告人が少年の時にも似たようなことを起こしていて、罪には問われていませんでした。初犯であれば執行猶予もあるのかもしれませんが、全員で、様々な角度から意見を出して議論をして執行猶予は付けないという結論になりました。

#### 4 裁判員を務める上での負担感など

(司会者)

裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当た

って、あるいは、裁判員に選ばれて実際の裁判に参加されて、いろいろ負担に感じられた点などについてもお話いただきたいと思います。

(裁判員経験者 6 番)

それほど負担は感じませんでした。

(司会者)

例えば、裁判の日程、審理の中身、あるいは、仕事との調整といった点で負担はありませんでしたか。

(裁判員経験者 6 番)

選ばれたのが急だったため、職場の方には配慮していただきました。

(司会者)

参加される方々の負担を軽くするためにもっと工夫すべきだと感じられた点などはありましたでしょうか。

(裁判員経験者 6 番)

もう少し抽選を早めていただいたほうが、余裕をもって調整できたと思います。翌週が期日だったため、シフトを交代していただいた方には悪かったと思っています。

(裁判員経験者 5 番)

裁判員に選ばれたことを職場に伝えた際、いつでも休んでくださいと言っていたので、負担はありませんでした。

その他にも、困ったことや苦になったことはありませんでした。

(裁判員経験者 4 番)

職場の同僚には負担を掛けたと思います。働き方改革によって有給休暇を 5 日以上取らなければならない、その上、裁判員のためにまた休まなければならないとなると、働き手がいなくなるという点で負担だと思います。

裁判員に選任されたら休暇を取らなければならないことが就業規則上で義務化されれば参加しやすいと思います。

(裁判員経験者 3 番)

私の職場は特別休暇制度があるので休むことは可能ですが、同僚に迷惑を掛けたり、仕事が滞ったりするため心苦しい思いはありました。

(裁判員経験者 2 番)

私が担当した事件は、被告人が被疑事実を認めている事件だったので、審理期間（1 日）と評議時間（2 日半）がもう一日程度短くてもよいのではないかと感じました。

(裁判員経験者 1 番)

裁判というものがどんなものか事前学習もないため、果たしてくじで選ばれた人が担当してよい仕事なのだろうかと思いました。

私が担当した事件は、被告人が事実を認めている事件でしたが、複雑な事件の場合は、理解して議論を進めるのにさらに時間がかかるのではないのでしょうか。他人の事について判断する仕事である点で、裁判員制度とは難しいと感じました。

(司会者)

これから裁判員になられる方へメッセージをお伝えいただければと思います。

(裁判員経験者 1 番)

くじ引きで選定するのが、果たして相当かとは思っています。

(裁判員経験者 2 番)

私は裁判長が判決までやってくれると考えていましたが、その考えは甘かったと感じています。

裁判長が、裁判員 6 名で十分に話し合っって結論を出すように導いてくれるので、いい意味で、ある程度の覚悟を持って臨んでほしいです。

(裁判員経験者 3 番)

仕事を持っている方は職場の理解を得る必要がありますが、選任された方は、他ではできない良い経験ができると思うので、是非、参加してほしいです。

(司会者)

アンケートの結果でも良い経験と感じる方が多いようですが、良い経験と感じる要因としてはどのようなものがありますか。

(裁判員経験者 3 番)

他の裁判員の方々と意見を交わして、結論を出したという経験は、普段の仕事では得られない経験だと思います。

(裁判員経験者 4 番)

昨日まで知らなかった方と議論して結論を出すという達成感が得られた点で良い経験と感じています。被告人やその家族のことを思うと、判決を出すことにストレスを感じることもありますが、結果としては参加してよかったと思います。今後、参加する方にはチャンスをもたらしたと思って参加してほしいです。

(裁判員経験者 5 番)

私は、何事にも興味を持つほうなので、通知が届いたら参加しようと考えていました。と言うのも、テレビを見ていて殺人の刑がなぜこんなに軽いのかと感じていたからです。実際に裁判員を経験してみて、このように決めるのかということに気付けたことは新たな発見になりました。また、今日も、久しぶりに当時の裁判員に会うことができ、仲間の輪が広がっていくとも感じました。

色々と大変なこともあると思いますが、何事も経験だと思います。

(裁判員経験者 6 番)

始めは4日も仕事を休まなければならないのかと思いましたが、裁判員に参加できることはなかなか無い機会ですし、初対面の方と意見を出し合って判決を出すということに達成感を感じました。

また、これまではテレビなどで裁判を簡単な気持ちで見えていましたが、事件を進めるに当たって、検察官や弁護人が苦勞して資料作成などの準備をしたのだろうということが分かるようになりました。普段の仕事では関わることのできない裁判員裁判の経験は良い経験になったと思います。私も当初は、選ばれたくない

と思っていましたが、選ばれたくても選ばれない方もいますので、選ばれたからには参加していただきたいと思います。

(司会者)

法曹三者の皆さんは、裁判員経験者の方々のお話を聴いて、どのような感想をお持ちですか。

(検察官)

裁判員制度が始まった趣旨は、法曹三者ではない一般の方の声を裁判に取り入れていこうというものだと思っています。そのように考えますと、求刑に関する御意見は貴重であると思いました。

また、皆さんが、悩みながら議論して判決に至ったという話を聞いて安心しました。裁判員裁判であれ、通常の裁判であれ、悩むということが裁判の在り方だと思います。裁判員制度でも皆さんが悩んで結論を出すという姿を今後も追求していくべきと感じました。

(弁護士)

裁判員制度は、司法と市民の距離が縮まるきっかけになる場なのだと感じました。

引き続き、被告人が伝えたいことを、皆さんに分かりやすく伝えることに研さんを重ねていきたいと思っています。

(裁判官)

専門家の話が分かりづらいといった意見がありました。裁判官はこれまでの経験から専門用語を容易に理解できることがありますが、裁判員の皆さんもしっかりと理解しているかということを、同じ目線で確認しながら審理を進めることが大切だと思いました。運用で賄える部分は是非ともやらせていただきたいと思います。

(司会者)

それでは、報道機関の方々からの質問を受けたいと思います。最初に幹事社か

ら代表質問をお願いします。

(幹事社記者)

裁判員裁判をやってみて、想定外だったことや意外だったことを教えてください。

(裁判員経験者 1 番)

6 人の意見交換がまとまってよかったと思っています。

(裁判員経験者 2 番)

裁判長，裁判官，裁判所の職員が，やさしく，明るく，面白かったことです。そのため，審理は大変でしたが楽しかったです。

(裁判員経験者 3 番)

意外に時間がかかるものだと感じました。

(裁判員経験者 4 番)

裁判を経験したため，テレビで裁判を取り扱うドラマなどを見た際に，分かるといった感想やこれは違うのではといった印象を持つことがあります。今後，裁判員を経験される方には，意外とそのような楽しみがあることを伝えたいです。

(裁判員経験者 5 番)

2 番の方からもあったとおり，裁判長はテレビなどでは怖い顔をしています，実際に会ってみると，なんでも質問でき，法律のことを始め，色々なことを教えてくれるので勉強になりました。

(裁判員経験者 6)

裁判を進めるに当たって，裁判官，裁判長が楽しくムードづくりをしてくれたと思います。裁判というと深刻なイメージでしたが，楽しかったという印象が残りました。

(幹事社記者)

裁判員を終えた後で，社会の見方に変化はありましたか。

(裁判員経験者 1 番)

裁判を取り扱うドラマの見方が変わりました。裁判員になった方にはやってみると変わりますよと伝えたいです。

(裁判員経験者 2 番)

裁判員を経験したことを周囲に言ってはいけないと感じて、以前よりも無口になりました。

(裁判員経験者 3 番)

私が担当した事件は、DVの延長にある事件だったため、今後、行政のサポートが充実して、DVの被害者がこれ以上出ないような態勢が構築されればよいと思うようになりました。

(裁判員経験者 4 番)

自身の仕事のプロセスにおいても、客観的証拠や事実認定などといった考え方をうまく使えるようになりました。

(裁判員経験者 5)

私自身は変わっていないと思いますが、周囲に経験したことを話すと驚かれます。

(裁判員経験者 6 番)

経験する前に比べて、ニュースに耳を傾けることが増えました。ニュースになった事件が最終的にどのようなになったのかを気にするようになりました。

(幹事社記者)

裁判員経験者の視点から、制度の課題はありますか。

(裁判員経験者 1 番)

若い人が裁判員になるためにはどのようにしたらよいか、真剣に考えた方がよいと思います。

(検察官)

先ほど 1 番の方の発言にも、裁判の仕組みについて事前学習がないまま選ばれることがあるという意見がありました。少しでも不安を和らげるため、例えば裁

判とはこういうものだということについて、裁判所、検察庁、弁護士会が積極的に発信したとしたら、それを聞いた上で裁判員に臨みたいと思う方はいませんか。

(裁判員経験者 1 番)

強く不安に思う人ばかりではないと思うので、その必要はないと思います。

(検察官)

6 番の方から、選任期日から公判期日までが短いという意見がありましたが、その点について改善策はありますか。

(裁判員経験者 6 番)

早めに選任してもらった方がよかったとは思いますが、日程的には難しいのかとも思います。

(裁判員経験者 4 番)

介護業界、医療業界など 24 時間勤務の業種の場合、前月末には翌月の勤務割ができてしまうので、選任期日から公判期日にかけて月をまたいだ方がよいと思います。

(幹事社記者)

裁判員に選出されたことを職場に伝えることに抵抗はありましたか。

(裁判員経験者 2 番)

伝えないことには休めないなので特に抵抗はありませんでした。

(幹事社記者)

裁判員が量刑についても判断することをどのようにお考えですか。

また、罪名が死刑など重い事件の場合に、その判断を下せるかどうかお聞かせください。

(裁判員経験者 1 番)

それが心配です。殺人罪などの事件だったら量刑まで判断できるか不安です。そのために裁判官がいるのに、なぜ裁判員という役目を作るのかとは思っていま

す。

(裁判員経験者 2 番)

もし、事件を選べるなら重い事件は断ります。

(裁判員経験者 3 番)

事件の内容によっては重荷と感じると思います。

(裁判員経験者 4 番)

3 番の方と同じ意見です。

(裁判員経験者 5 番)

自信がありません。

(裁判員経験者 6 番)

殺人罪だったら断った可能性があります。

(裁判員経験者 5 番)

殺人罪の場合、人が亡くなった現場の写真を見ることとなりますが、自分では気持ちの整理が付かないと思います。

(検察官)

刺激証拠をどのように扱うかは難しい問題だと思っています。現場の写真をイラストにしてしまうと現場の証拠から離れてしまう、一方、裁判員の精神的負担にも配慮しなければならないという議論があります。裁判は人の一生がかかっているので、裁判員の皆さんには色々な証拠を見ていただきたいと思いますが、証拠の必要性和相当性を検討しているのが現状です。

(記者)

皆さんが納得して出した判決が、二審で覆される場合もあります。裁判員が二審以降に関われないということについてどのようにお考えですか。

(裁判員経験者 5 番)

二審の判決に対して疑問を感じると思う。

(裁判員経験者 6 番)

私達は出した結論に納得していますので、二審で覆されたとしても、そこで話し合いを重ねた上で出した結論なのであれば、なぜかとは思うかもしれませんが、仕方がないとも思います。

(裁判員経験者 4 番)

私が担当した事件は、控訴され、二審では量刑が変わったと報道で知りました。それに対し、なるほどそのような見方もあるのかと思いました。裁判員裁判のチームで出した結論と控訴審で出した結論に相違があったとしても、控訴審が色々な証拠や状況を見てそのように決めたのであれば仕方がないと思います。また、我々の出した結論もインプットされているはずなので、それを踏まえた上で量刑が変わったということであれば不思議には思いません。

(裁判員経験者 3 番)

弁護人の訴えが裁判官に響いたのだと思いました。

(記者)

所長にお尋ねしますが、本日の機会を、今後どのように活かしていきたいとお考えですか。

(所長)

裁判員経験者の皆さまからは率直な意見をいただきました。その意見を前向きに捉え現状を分析した上で、今後の裁判員制度に活かしていきたいと思います。

裁判員制度は司法に対する国民の参加といった重要な制度です。立法や行政は選挙の過程で国民の意見が反映されていますが、司法権は国民の参加から少し離れていました。そのような観点から、御負担もあるとは思いますが、開始後間もない制度でもありますので、今後、御意見をいただきながら進めていくことが重要と考えています。

本日、いただいた貴重な御意見や現状を分析しながら、裁判員制度の在り方を検討してまいりたいと思います。また、本日は全国的に経験者の方々の御意見を聴いていると思います。それらを全国的に集めて、今後の在り方の参考にさせて

いただくことになるだろうと考えています。

(司会者)

先ほど、選任期日から公判期日にかけて月をまたいだ方がよいとの御意見をいただきましたが、この点については、早速、盛岡地裁において検討できることではないかと考えています。

(記者)

刺激証拠に対するストレスの問題や職場の問題などもあって辞退されている方も多いと思いますが、経験者の皆さまからどのようなことを伝えれば、辞退せずに参加していただけることにつながるとお考えですか。

(裁判員経験者 4 番)

候補者に選ばれた際に、今回は事情があって参加できないが、次回であれば参加できるといった制度があればよいと思います。

(裁判員経験者 3 番)

裁判員制度のイメージアップを図る必要もあると思います。ヒーローという映画によって検察官になりたい人が増えたように、裁判員のドラマなどがあれば辞退率も下がると思います。その点ではメディアの方々にうまく発信していただくことも必要と思います。

(記者)

検察官、弁護士にお尋ねしますが、法律に関わったことのない裁判員に対して、証拠を示す際の見せ方といった点で、本日の意見を聴いて課題などが見えたでしょうか。

(検察官)

専門的知識を持った証人の尋問は工夫していかなければならないと考えています。例えば、医師に対する尋問を裁判員に分かりやすく伝えるためには、どのように尋問すべきか常に追究していかなければならないと思います。裁判員のリアクションを見て伝わっているのかを確認し、伝わっていなければ伝わるようにそ

の場で工夫しなければいけないと考えています。

(弁護士)

刺激証拠について、必要性の吟味という点では弁護側が的確な意見を述べる立場になるので、必要性を十分検討していかなければならないと思っています。

法曹が使っている専門用語を分かりやすくすることについては、法曹三者で工夫すればよいと思いますが、医師などの専門家が使う法律以外の専門用語を理解できるようにするためには、まずは自分たち法曹が理解した上で、裁判員に伝えていく必要があると考えます。また、裁判員にも能力を含めて色々なタイプの方がいますので、的確に人を見て、それぞれの違いも認識しながら被告人質問などを進めていく必要があるとも考えます。

(司会)

最後に、所長からお願いします。

(所長)

本日は、長時間にわたり、裁判員経験者、法曹関係者、また報道機関の皆さまに御参加いただきありがとうございました。

本日の議論を聞いて分かるとおり、国民の司法参加に当たっては、参加される方々に御負担があるのは間違いないところですが、日本の司法を良い方向へ持っていくためには、御負担の部分も含めて今後も皆さまに協力をお願いしたいと思っています。

これまで、凶悪事件を含めて多くの裁判員裁判が行われ、経験された方のうち97%の方に参加してよかったと言っていました。まだ10年が経ったばかりの制度です。今後も皆さまの御協力を得て大きく育てていかなければならないと考えていますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

(司会者)

本日は、皆さまから貴重な御意見や、これから裁判員になられる方へのメッセ

ージをいただきました。いただいた御意見，メッセージを参考にさせていただき，より良い審理の在り方，参加しやすい裁判員制度の実現について考えていきたいと思ひます。

以上で意見交換会を終了いたします。本日はありがとうございました。